

豊浦町住生活基本計画の概要

豊浦町住生活基本計画は「住生活基本法」に基づく計画で、豊浦町における「住生活の安定の確保及び向上の促進」に関する施策について、総合的に策定するものです。

1 計画対象と期間

本計画の対象は、豊浦町の民間住宅を含む、住宅全般とします。

計画期間は、令和3年度（2021年）から令和12年（2030年）までの10年間

*ただし、今後の社会情勢の変化・計画の進捗により、必要に応じ概ね5年程度ごとに見直しを検討します。

3 住宅施策の体系

本計画では、「住まい」「暮らし」「まち・地域」の3つの視点に基づき、住宅施策の体系（基本方針と展開方向）を定めることとします。



*住宅セーフティネット：セーフティネットは「網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み」のこと
ここでは、住宅の確保に特に配慮を要する者に対し、居住の安定を提供する意味としている

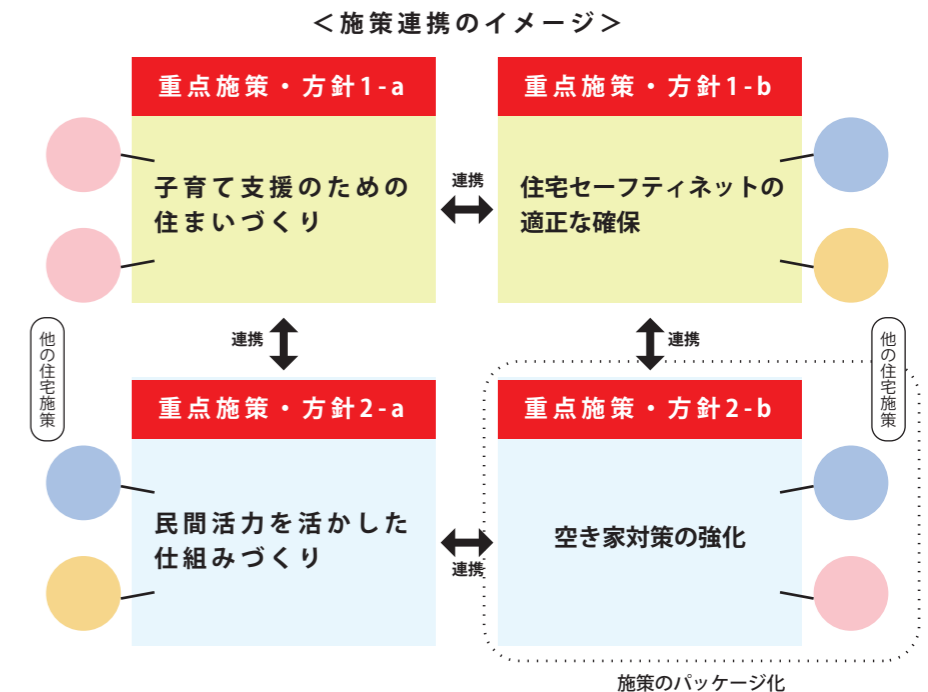
2 現状と課題

住生活面からみた豊浦町の現状と課題は、主として以下の点が挙げられます。

- ・人口減少、少子高齢化の進展
- ・ライフスタイルの多様化
- ・安全安心、生活サービスの向上
- ・空き家の増加への対処
- ・公営住宅の適正な維持管理、長寿命化
- ・地域のコミュニティづくり など

4 重点施策の設定

本計画では「選択と集中」により、以下の重点施策を設定し、計画の具体化を図っていきます。
また重点施策を中心に、諸施策との「連携・パッケージ化」を図り、相乗効果を高めます。



5 計画の推進方策

計画の推進にあたっては、次の推進方策により、力強い展開を図ります。

- 1) 住生活基本計画の普及啓発
- 2) 官民連携の強化（パートナーシップ）
- 3) 行動計画（アクションプログラム）の展開・進捗管理

豊浦町住生活基本計画 概要版 令和3年3月策定（予定）

北海道豊浦町地方創生推進室 TEL 0142-83-1422

〒049-5416 虻田郡豊浦町字船見町10番地

豊浦町ホームページ <https://www.town.toyoura.hokkaido.jp/>

